



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医務課） ..... 1
- 栄養士法施行細則の一部を改正する規則（健康増進課） ..... 1

### 告 示

- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課） ..... 2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 3
- 家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課） ..... 3

### 公安委員会事項

- 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 4

## 規 則

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第34号

#### 沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第149号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、貸与を受けた期間が24月に満たないときは、当該貸与を受けた期間を24月とし」を削り、「1とする」を「1とし、看護業務に従事した期間又は貸与を受けた期間に相当する期間の2倍若しくは3倍の期間については、月数で計算するものとする」に改め、同条第1号の算式中「貸与を受けた期間×（条例第10条第1項第1号で算定する期間÷2）」を「貸与を受けた期間に相当する期間の2倍の期間」に改め、同条第2号の算式中「貸与を受けた期間×（条例第10条第1項3号で算定する期間÷2）」を「貸与を受けた期間に相当する期間の3倍の期間」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 第一種修学資金及び第二種修学資金の貸与を併せて受けたとき（この場合において、条例第11条第1項第1号に規定する「貸与を受けた期間に相当する期間」とは、第一種修学資金又は第二種修学資金の貸与を受けた期間のうち、いずれか長い期間をいう。）

$$\text{算式} = \frac{\text{履行期が到来していない返還債務の額} \times \text{看護業務に従事した期間}}{\text{第一種修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間の2倍の期間} + \text{第二種修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間の3倍の期間}}$$

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成24年度以後貸与を受ける者について適用し、同年度前に貸与を受けた者については、なお従前の例による。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 沖縄県規則第35号

## 栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（平成17年沖縄県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「卒業証書若しくは卒業証明書又は」を「卒業証書又は卒業証明書及び」に、「若しくは住民票」を「又は住民票」に、「事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し」を「事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に改める。

## 附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

---

**告 示**

---

## 沖縄県告示第361号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成24年7月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成24年6月28日 沖縄県指令農第650号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
  - (1) 免許を受けた者 北谷町字桑江226番地 北谷町
  - (2) 代表者 北谷町字桑江226番地 北谷町長 野国昌春
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域
    - ア 位置
      - (ア) A区域 北谷町字港1番2の地先公有水面
      - (イ) B区域 北谷町字美浜57番、58番及び59番の地先公有水面
    - イ 区域
      - (ア) A区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.38メートル）における公有水面と陸地との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ線により囲まれた区域
        - ①の地点 四等三角点（K当7）港（北緯26度19分24秒1979、東経127度45分08秒4317）から101度35分53秒308.47メートルの地点
        - ②の地点 ①の地点から60度25分35秒11.00メートルの地点
        - ③の地点 ②の地点から150度50分52秒4.84メートルの地点
        - ④の地点 ③の地点から240度50分21秒11.00メートルの地点
      - (イ) B区域 次の各地点のうち⑤の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.38メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑤の地点と⑧の地点を結ぶ線により囲まれた区域
        - ⑤の地点 四等三角点（K当7）港（北緯26度19分24秒1979、東経127度45分08秒4317）から103度36分42秒318.30メートルの地点
        - ⑥の地点 ⑤の地点から60度50分46秒11.00メートルの地点
        - ⑦の地点 ⑥の地点から150度51分08秒5.25メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から240度33分08秒11.00メートルの地点

ウ 面積

A区域 52.85平方メートル

B区域 58.05平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 北谷町字美浜57番、58番、59番及び同町字港1番2の地内並びに同町字美浜57番、58番、59番及び同町字港1番2の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域

④の地点 四等三角点（K当7）港（北緯26度19分24秒1979、東経127度45分08秒4317）から100度46分30秒298.2メートルの地点

⑥の地点 ④の地点から60度25分40秒26.00メートルの地点

③の地点 ⑥の地点から150度50分29秒40.12メートルの地点

⑩の地点 ③の地点から240度33分08秒26.00メートルの地点

ウ 面積 1,042.32平方メートル

4 埋立地の用途 輸送施設用地

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年8月19日まで縦覧に供する。

平成24年7月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年6月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人たのしい教育研究所
- 3 代表者の氏名 喜友名一
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市石川東恩納1677番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、子ども、大人、教師、一般の方達を対象とし、たのしい教育の普及、本格的な科学教育の普及、宇宙への夢と希望を育む教育の普及、学校教育の場で困っている子ども、大人への支援、日々の授業や子ども達との関係をよりよくしたいと考えている教師の支援を行うことを目的とする。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年7月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 日時及び場所
  - (1) 日時 平成24年8月6日から同月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県立農業大学校（名護市大北一丁目15番9号）及び沖縄県畜産研究センター（今帰仁村字諸志2009番地の5）
- 2 対象となる家畜の種類 牛
- 3 受講手続 受講願書は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長に平成24年7月25日までに提出すること。
- 4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）、北部家畜保健衛生所（電話番号0980-52-2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098-945-2297）、宮古家畜保健衛生所（電話番号0980-72-3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980-82-3092）に問い合わせること。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第7号

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 7 月 6 日

沖縄県公安委員会

### 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成24年沖縄県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第3号アを次のように改める。

ア 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下この項において同じ。）

### 附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---